

南スチーダンに派遣される自衛隊部隊に「駆け付け警護」などの任務が追加された。憲法が禁じる海外での武力の行使につながりかねない危つい任務だ。

## 論説

2016-11-16

するような事態が生じるのを避けるためである。

しかし、南スチーダンは今、専守防衛という戦後日本の国是を脅かしかねない危険な情勢にある。

一九九二年のカンボジアから始まつた自衛隊の国連平和維持活動(PKO)参加は、「二十四年を経て歴史的転換点に立っている。政府は既の「南スチーダン派遺(UNMISS)に参加する陸上自衛隊の部隊に「駆け付け警護」と「宿营地の共同防護」の任務を追加されると決めた。二十日から順次、現地に派遣される十一次隊から適用される。

一発も撃つ」となく

「駆け付け警護」は自衛隊部隊が活動する近くで非政府組織(NGO)などの関係者が襲われ、速やかに対応できる國連部隊が存在しない場合、自衛隊が救出する任務。「宿营地の共同防護」は自衛隊が他国の部隊とともに活動拠点とする宿营地が武装集団に襲撃された場合、共同で対応する任務である。

ともに、安倍政権が昨年九月に成立を强行した安全保障関連法で可能になり、陸上自衛隊は新しい任務が遂行できるよう、訓練を重ねてきたといふ。問題となるのは、自のを守るといい武器使用の一線を越え、任務を遂行するための武器使用が可能になるといた。

自衛隊のPKO活動は「五原則」に基づいて派遣されてきた。紛争当事者間で停戦合意が成立しないことや、紛争当事者が日本の参加に同意していること、中立的立場を厳守するなど、「これらの条件が満たされない場合、撤収をきると定めている。また武器の使用は必要最小限のものに限っている。

この五原則に基づく派遣で二十四年間、自衛隊は「発の銃弾も撃つ」となく任務を遂行してきた。

武力の行使に発展も

戦後日本は、先の大戦で国内外に多大の犠牲を強いた反省から、憲法九条の下、寧守防衛に徹してきた。自衛隊を創設したものの、防衛力の抑制的な姿勢が、戦後日本の国際的情報と経済的緊迫をもたらした」とは紛れもない事実だ。

五原則に停戦合意を盛り込んだのも自衛隊が戦闘に巻き込まれ、海外での武力の行使を禁じた憲法に違反する。

自衛隊の宿营地がある首都ジュバでは七月に大統領派と反政府勢力との大規模な武力衝突が発生して二百七十人以上が死んだ。月中旬にはジュバから約六百人離れた地域での戦闘で五十人が死亡したところ。政府は治安情勢の悪化を認めながらも、現地を視察した稻田朋美防衛相は「ジュバ市内は比較的落ち着いている」と強弁する。

反政府勢力は国家に準ずる組織とは言はず、停戦合意などの五原則は維持されているという論法だが、それは、現実を直視しない、安保関連法に基づく新任務付与の実績が入りを優先した派遣継続あるいはの發露ではないのか。

市民を巻き込んだ戦闘の危険から否定できない情勢で現地にとどまるのが、日本の活動として本当に適切なのだろうか。

駆け付け警護に当たる自衛隊が武装勢力との間で本格的な戦闘に発展すれば、双方に犠牲が出ることも避けられないだろう。戦闘相手が、五原則で想定している国家や國家に準ずる組織でないとしても、憲法が禁じる海外での武力の行使と同様の軍事的行為に当たるとの批判は免れまい。

共同通信社が十月下旬に実施した全国電話世論調査で駆け付け警護の任務付与に57%が「反対」と答え、賛成の31%を大きく上回ったのも、新しい任務自体の危険性や憲法との関係に対する危惧を感じているからではないか。

南スチーダンは最も新しい国連加盟国で、国ついには国際社会が協調して取り組む必要がある。憲法前文の精神から書いても、日本が率先して支援するのは当然だ。

非軍事支援検討急げ

専守防衛に徹する平和国家であり、歐州各國とは違つてアフリカを植民地支配したこともない日本だからこそ得られる信頼があり、できる貢献があるはずである。

政府は各国に呼びかけ、インフラ整備をはじめ医療・衛生・教育・人材育成など非軍事の民生支援の検討を急いでいるのか。  
日本から遠い地で、厳しい状況下に身を置く自衛隊員には敬意を表するが、有意義な活動ができるない治療情勢に至つた場合、安倍晋三首相には躊躇なく撤収を決断する勇気を求める。

11/16 ②福